

②児童虐待ケースへの対応に関する児童福祉専門としての視座、そして具体的な援助に関する知識と技術について学習するための教材開発。

また、本プロジェクトにおいて研究開発する教育訓練教材は、標題にあるように、教育訓練の効果を高めるためにマルチメディアを用いる。印刷された文字情報のみに頼らず、画像、動画、音声といった多様なメディアを駆使した電子教材である。教材を利用する者が、パソコンを操作しながら対話形式で学習できるという特色を持ったものである。

本調査報告書では、平成 15 年度の進捗状況を次のような順序で述べることとする。まず、本教育訓練教材の特徴とそうした特徴が意図する IT 時代にふさわしい教育訓練教材のあり方（可能性）について述べる。次に、本教育訓練教材の全体的な構成について述べる。教材の中で示されるモジュールはプロジェクト 4 によって開発されたモバイル型電子書式に含まれているモジュールと整合している。

マルチメディア型教材のモジュールは、電子書式の中に示された援助のプロセスにおける意思決定と実際の援助活動を導く「実践ガイド」をより理解しやすくするために、活字で示された文字情報としての解説に留まらない。援助した児童虐待ケースの数、経験年数など児童虐待対応において経験豊かなエキスパートが語る経験談やアドバイス、具体的な援助の実際を示すロールプレーを簡潔に編集したビデオクリップや画像といったデジタル視聴覚情報を多く含んでいる。こうした情報が教材の中でどのように配置されているかなど、モジュールの組み立てについて述べたい。

本教材は、インターネット上でブラウザを通して閲覧し、対話形式で学習する形

態であるために、報告書として表現することが極めて難しく、内容を十分に示せないが、平成 15 年度の最終報告書には、ウェブ・サイト（html）形式のマルチメディア型教育訓練を納めた CD-ROM あるいは DVD-ROM を添付したいと考えている。

進捗状況：

1) 教育訓練教材のあり方：児童福祉司は、専門職としての教育訓練を十分に受け、公的機関である児童相談所に勤務し、児童に関するあらゆる問題に対して援助を提供する児童福祉専門職である。しかし、専門的な訓練を受けていない者も多く、児童福祉司として登用されてから、集中的な訓練を受ける場合が多い。ことに、児童虐待への対応に関しての専門的な訓練を受けた者は極めて少なく、その質や専門性は登用後の研修によるところが大きい。ただし、近年のように多くのケースを抱える児童相談所では、多忙な日々の実践と並行して行う OJT あるいは Off-JT が不十分となりがちであり、研修に十分な時間を割けないのが現状である。厚生労働省は児童福祉司の通信教育を始めたが、見込みを下回る参加に留まっている。

こうした中、個人ベースで好きなときに自己学習できる教材や、小集団による臨機応変な教育訓練ができる教材への期待は高い。本教材の利点をまとめると次の通りである。①時間と場所にしばられず効率よく学習できる、②個人のレベルとペースに合わせた学習ができる、③ユーザーが自分の理解度を知ることが出来る、④均質の内容を多くの人に短期間に提供できる、⑤研修費用が削減できる、⑥集団研修でも活用可能である。

また、ウェブ・サイト（html）形式であるため、将来、インターネット上で配

信も可能である。教材をインターネット上で配信できれば、⑦内容を更新することが容易になり常に最新のコンテンツを提供することができる、⑧学習の進捗状況や理解度を把握、管理することができるようになる。

2) 教育訓練教材の全体的な構成：教育訓練教材の構成は資料 D に示した通りである。TOP PAGE からは、ユーザーメニューとファシリテーター用教材活用法のページにとぶことができる。ファシリテーター用教材活用法というのは、集団研修をする際、ファシリテーターが本教材を活用する方法について述べている。

ユーザーメニューには、モバイル PC によるマネジメント、各モジュール、シミュレーションがある。モバイル PC によるマネジメントでは、プロジェクト 4 で開発されたモバイル型電子書式の使用方法を学習できるようになっている。

メインの構成要素となるモジュールは、プロジェクト 4 で開発されたモバイル型電子書式の電子書式と整合性があり、①リスクアセスメントナビモジュール、②一時保護ナビモジュール、③立入調査ナビモジュール、④28 条申立ナビモジュール、⑤強制引取ナビモジュール、⑥処遇ナビモジュール、⑦家庭復帰ナビモジュールについて、⑧終結ナビモジュールの 8 つのモジュールがある。その内容は、文字情報だけでなく、ビデオクリップなどの豊富な視聴覚情報が含まれている。すべてのモジュールにはヘルプ機能がついており、ヘルプ機能でも対応できない場合は、メールやチャットで相談できるようになっている。

さらに、シミュレーションでは、問題を解くことで自分の理解度を確認し、評価することができる。学習の評価と履歴が保存できる。シミュレーションも含め、すべての画面はプリントアウト可能である。

4. プロジェクト 4：モバイル兼用型電子書式の研究開発

研究目的：児童福祉に関わる機関・施設に勤務する児童福祉専門職の資質を高め、児童虐待ケースへの援助における問題解決能力を高めるための電子書式を研究開発することが本プロジェクトの目的である。

本報告書の冒頭でも述べたように、電子書式は、①ケースレコードのような専門的援助の記録に留まらず、②記録が自動的にデータベース化され、援助活動の内容を整理・蓄積することができ、③検索によって実践にフィードバックできるものである。それだけではなく、④実践活動を方向付け、補助するというナビゲーションの機能も備えているものである。さらに、⑤携帯性に優れており、どこにいても入力でき、検索・閲覧できるという簡便性を備えているものである。こうしたモバイル兼用型電子書式の特徴の詳細については、平成 13 年度の本研究報告書を参照していただきたい。

研究方法：研究方法についても平成 13 年度の報告書に詳しいが、本年度も M-D&D（修正デザイン・アンド・ディベロップメント）のプロセスに従って、研究開発を継続した。本年度は叩き台を完成し、来年度に向け第 3 ステージ（試行と改良）へ進む準備を整えた。本報告書では、叩き台の全体像および叩き台を構成するモジュールの特徴を、進捗状況の報告の中で説明する。

進捗状況：当初のモバイル兼用型電子書式からいくつかの重要な変更を行ったので、まずその点について触れる。次いで、書式全体の構成について説明する。その後、各

モジュールの特徴と内容について説明していきたい。ただし、本報告書の冒頭で触れたように、本来こうした電子化されたプログラムは、実際に操作しなければ理解しにくいものであるが、できるだけプログラムのイメージを把握できるように、図などを多数用いて説明した。図は、そのほとんどが横置きにする必要があったために、本文への挿入が難しく、末尾の資料に含めたため、やや参照しにくくなっている点をお許しいただきたい。

1) モバイル兼用型電子書式の変更点：

①モバイル兼用型電子書式の機能整理と追加：平成 14 年度の開発研究では、電子書式の役割を見直し、児童福祉司の専門性向上のために必要な役割を次のように整理、追加した。a.モバイル型データベース入出力機能とマネジメント性の改善、b.モバイル型実践ガイド（ナビゲーション）機能の追加、c.ハードおよびソフトウェアの変更。

a.電子書式開発の本来の目的は、児童虐待対応ケースマネジメントにおける児童福祉司の情報収集と収集された情報の整理を容易にするとともに、援助活動の実際も簡便に入力し、データベースとして保存することによって後の援助活動によりよく活かすことができる電子書式システムを開発することである。現在は、各児童相談所が独自のケース記録フォーマットを採用しており、電算化に関しても相当なばらつきがある。したがって、各児童相談所の独自性を尊重しつつも、IT 時代にふさわしく、虐待ケースの特徴についての詳細な情報や虐待に対する専門的援助やマネジメントの実態を把握できるように整理する必要がある。平成 14 年度のプロジェクト 4 では、全体の電子書式システムの中に、どこにいてもケースについての詳細情報やケースの動き

を自由に入力できるシステムを組み込むこととした。すなわち、新たにフェイスシートのモジュールとコンタクトログのモジュールを開発し、フェイスシートの入出力をより簡便にし、ケース管理（マネジメント）をよりしやすくした（資料 E-1）。

b.モバイル兼用型電子書式は、単にデータベースへの入力の簡便性を実現するだけではなく、児童虐待対応ケースマネジメントのプロセスの中で、専門職の意思決定と援助活動を援助するものである必要があり、そうした機能を利用することによって児童福祉司の問題解決能力を高めることができると考えられる。プロジェクト 1, 2 や文献研究からマネジメントのプロセスには 8 つの重要な意思決定場面があることが明らかになったが、そうした意思決定場面に対応する意思決定モジュールに、実践ガイドとしての機能を持たせ、ナビゲーション・モジュールとしての役割を追加した（資料 E-1（前の資料図と同じ）参照）。

c.ハードおよびソフトウェアに関しては、当初、モバイル性を重視し、フェイスシート及びコンタクトログのモジュール、そして 8 つのナビモジュールは、Palm OS 環境で操作できるようにプログラミングしていた。しかし、PDA によるモバイル性の向上というメリット以上に、モジュール間の連携が難しいという PDA の機能上の問題、入力画面の小ささによる制約、そして現場（児童相談所）の事情に合わせてプログラムをカスタマイズする難しさ、が問題となった。ソリューションとして、ハードウェアは Windows OS 環境が無理なく提供される最軽量のモバイル型 PC を使用することとし、ソフトウェアは Windows で動作するプログラムを一般的なリレーショナル・データベース・ソフトウェアを用いて開発することとした。こ

れによってモバイル性を確保しながら、入力上の制約を軽減し、さらにカスタマイズの容易さを向上させることができた。

2) モバイル兼用型電子書式の全体構成：プログラムの開発には、リレーショナル・データベースのソフトウェアである File Maker Pro 6.0Jv3 (File Maker Inc.) を用いた。

ハードウェアの構成は、児童虐待ケースを担当する児童福祉司が携帯するモバイル型 PC 数台 (虐待担当ワーカーの数は児童相談所によって異なる) と、児童相談所に 1 台設置されるデスクトップ型 PC からなる。基本的にはこの構成が各児童相談所 (「児相サイト」と呼ぶことにする) に設置されるシステムの基本ユニットとなる。当面は、個人情報保護の観点から、複数の児相サイトをネットワーク化はしないが、児童虐待という問題の性格からして、児相間の連携あるいは他機関との連携の重要性を考えると、個人情報保護を担保したうえで、将来的にはネットワーク化を検討すべきことであると思う。

複数のモバイル型 PC に蓄積された情報 (モバイル型 PC データベース) は、クレードルなどによって、児相サイト PC 内蔵のハードディスクに吸い上げられ同期化される。これによって、PC データベースの中に児相が援助する全ケースのデータが蓄えられることになる。

資料 E-2 に、ソフトウェアの構成を示した。児童虐待ケース対応ワーカーは、担当するすべてのケースの情報と援助活動の情報をモバイル型 PC データベースとして管理することになる。ワーカーは、モバイル型 PC にインストールされている フェイスシートモジュール を用いて、各ケースについて被虐待児の属性などの情報や虐待者を含む家族 (あるいは同居者) の情報、

虐待の詳細についての情報、通告者に関する情報などを入力し、電子カルテとしてのデータベースを作ることになる。

フェイスシートに直接ぶら下がる形で、コンタクトログモジュールとリスクアセスメントのナビモジュールがある。コンタクトログモジュール は、担当ワーカーの接触記録であるが、ワーカーが誰と接触し、何をしたかということだけではなく、ケースに関わる人たち (児童および家族を含む) が誰と接触し、何をしたかも記録するようになっている。このモジュールは、意思決定のナビモジュールとは独立した形になっており、ケースについてのコンタクト記録を時系列の形で蓄えていくことができる。

リスクアセスメントナビモジュール は、フェイスシートに直接ぶら下がる重要なモジュールで、必ず実行しなければならない。実行することによって得られたアセスメント結果は、その後の意思決定ナビモジュールに反映される。リスクアセスメントをやり直した場合は、その後の意思決定モジュールは刷新され、新しいリスクアセスメントの結果が反映されることになる。

ナビモジュールの詳細については、以下それぞれのモジュールについて示す通りであるが、すべてに共通する意思決定の流れがあるので、簡単に説明しておきたい。

意思決定は、まず、意思決定をするのに必要な情報を、ナビモジュールが尋ねる質問に答えることによって入力するところから始まる。質問に答えるためには、必要な情報をきちんと収集しておかねばならない。この段階が「情報 (IF)」の段階である。そして、この情報に基づき、意思決定のルール (あらかじめプログラムされている) に従って適切と考えられる援助行動がナビによって選択されることになる。これが「行動 (THEN)」の段階である。次いで、

選択された行動が実際に遂行されたかどうか、ナビが選択した行動が実際に行われたかどうかを記録する。もし、ナビが選択した援助行動を実際にはしなかった場合、その理由を記録するとともに、実際に行った行動を選択・記録することになる。

それぞれのナビモジュールは、こうした IF-THEN のルールで成り立っている。こうした意思決定の IF-THEN ルールは、プロジェクト 1, 2 の基礎研究から得られたものである。しかし、前に触れたように、プロジェクト 2 の研究成果に関しては、まだ十分にナビモジュールのルールに反映されていないことを理解していただきたい。これは、後に述べるように平成 15 年度の課題となる。

では、個々のモジュールおよびナビモジュールについて詳細を見ていきたい。

3) フェイスシートのモジュールについて：フェイスシートは児童と児童を取り巻く環境、虐待内容などを簡潔にまとめたものである。

フェイスシートに含まれる情報は、児童、保護者、親権者、虐待内容、家族等、通告者、特記に大別される。児童、保護者、親権者に共通する項目としては氏名、性別、生年月日、本籍、現住所が挙げられる。虐待内容としては、虐待者、虐待が起こり始めた時期、頻度、虐待種別、虐待の仕方などが記述される。また、家族等に関する情報としては、家族構成や同居・別居、生年月日、年齢、職業、学籍などが記述される。さらに通告者に関する情報としては、関係機関、連絡先、通告意図、情報を得た経緯、調査や今後の連絡に対する同意の有無などもあわせて記録される。これらの情報を示されるオプションの中から選択、もしくは記入することになる。

このフェイスシートは「印刷」ボタンをクリックすることにより、児童記録票（フェイスシート）の形で印刷することができる。（資料 E-3）

4) コンタクトログのモジュールについて：コンタクトログは、虐待の援助過程において、いつ、誰が、誰に対して、どのような関わりを持ったのかを簡潔に表すものである。援助過程を時系列にそって表示することにより、援助に関する情報を瞬時に把握・共有することができる。

子ども虐待はその性質上、関係機関との連携が非常に重要となってくる。また、一度に 1 つの現象が起こるというよりも、同時進行でさまざまな問題・現象が起こり、またそれが絶えず変化していくものである。さらに援助活動が長期化することが多い虐待事例は、必然的に情報が多くなる上、担当者が変わることも少なくない。そのため現在どの機関がどのような関わりを持っているのか、援助ステージとしてどの段階にあるのか、虐待が起こっている家族はどのような変遷をたどっているのかなどを、きちんと把握・共有できるよう記録を日々残しておく必要がある。

資料 E-4 にコンタクトログの構成を示した。日々の援助活動を簡潔に残しておく、視覚的に記録を表示するという目的に沿い、入力する情報は「いつ」「誰が」「何を」「誰に」という 4 つの最重要項目に焦点をあわせ、ほぼ全てをメニュー化した（資料 E-5）。まず「いつ」のカテゴリーで日付を記録する。次に「誰が」の部分で該当する関係者・関係機関をメニューの中から選択する。さらに「何を」の部分で援助活動メニューの中から該当するものを選択し、再度「誰に」の部分で関係者・関係機関をメニューの中から選択する。

このモジュールは、コンタクトログと同

様、「印刷」ボタンをクリックすることにより、コンタクトログの形で印刷することができます。

5) リスクアセスメントナビモジュールについて：リスクアセスメントは、虐待の程度、種類、援助の緊急性の判断など虐待対応には欠かすことができない。

モジュールの手順は、資料 E-6 に示す通りである。モジュールはまず、虐待のリスクの程度をチェックするために必要な質問、28 項目すべてに答える。この質問は、ワーカーが虐待の判断をする際に、必ずチェックしなければならない項目であるのと同時に、ワーカーの判断の客観性、的確性を高めるために必要な情報収集が行なわれるよう、ガイドする機能もあわせて持っている。リスクアセスメントを行った結果、ランク A からランク D まで虐待の程度を示す答えと虐待ではないという答えができる。この虐待のランクはその他のモジュールで行なわれる一連の質問の中で重要な位置を占めている。リスクアセスメントはすべてのモジュールに関わり、それぞれのモジュールが機能するうえで根幹的な役割を担っている。尚、虐待ではないという判断がされた場合は、在宅指導をどのような形で実行するかオプションのなかから選択する。その後、ガイドの通り実行したかどうかを記録することになる。または、終結のモジュールへと連携することになる。

6) 一時保護ナビモジュールについて：一時保護は、第一に子どもの生命の安全を確保することを目的として行われる。また、生命の安全確保のみならず、子どもを安全な生活環境においた上で調査や指導が必要と思われる場合には、一時保護を行う必要がある。リスクが高いケースにおいては、早急に子どもの安全の確認し緊急一時保護の必要性の要否を判断せねばならず、速や

かで、客観的、的確な判断が求められる意思決定場面である。

本モジュールは、こうした一時保護の必要性を判断し、実施するためのモジュールである。モジュールの手順は、資料 E-7 に示す通りである。本モジュールの判断は 2 段階になっており、まず一時保護の必要性を判断するために一連の質問に答え、一時保護が必要な場合はさらに職権保護の必要性を判断するために、質問に答えることになる。そして、職権、同意に関わらず一時保護する際には、どのような形で（どこと協働して）実行するか、オプションの中から選択することになる。その後、ガイドの通りに実行したかどうかを記録し、もし結果的に一時保護をしなかった場合には、見直しの時期を設定するようになっている。

7) 立入調査ナビモジュールについて：立入調査は、児童相談所が虐待を受けている子どもの安否や心身の健康状態、生活の様子を直接に把握する必要がある場合に実施される情報収集の方法である。虐待の有無の確実な把握および虐待の程度を判断するうえできわめて重要な手段である。立入調査の本来の目的ではないが、立入現場での判断によっては、その場で虐待を受けている子どもを保護することも起こりうる。

子どもの虐待については、早い段階で、直接子どもを見ることによって虐待の有無や、虐待の程度、援助の緊急性を判断することが重要であり、虐待ケースへの対応の基本である。しかし、状況によっては、家庭への配慮などの理由（保護サービス＝プロテクティブ・サービスの観点からすると問題のあるところであるが）から、直接の情報収集ではなく、保育所、幼稚園、学校、保健所などから、あるいは児童委員や主任児童委員から、間接的に情報を収集し、子どもの状況を判断することもある。

だが、通告の内容から虐待の蓋然性が高く、かつ親あるいは保護者が子どもへの接触を拒んでおり、また家庭が地域において孤立した状態で、子どもの安全が確認しにくいといった状況があり、速やかな直接的情報収集が必要と判断される場合には、子どもがいると考えられる家庭などに強制的に立ち入る必要が生じる。これが児童福祉法に定められている立入調査である。

本モジュールは、こうした立入調査の必要性を判断し、実施するためのモジュールである。モジュールの手順は、資料 E-8 に示す通りである。このナビモジュールでは、まず、立入調査の必要性を判断するために一連の質問に答えることになる。そして必要であるとの判断ができた場合、どのような形で（他機関との連携について）実行するかを、提示されるオプションの中から選択する。その後、他のモジュールと同じように、ガイドの通り（選択したオプションを）実行したかどうかを記録することになるのである。

ガイドの通り実行しなかった場合は、その理由をメニューの中から選択することになる。さらに実際にはどのような形で立入調査を実行したのかをメニューの中から選ぶことになる。オプションには「立入調査をしなかった」というものも含まれるが、その場合は、見直し時期を決定し、もう一度立入調査について検討することになる。場合によっては、十分な情報が入手できたので、立入調査をする必要がなくなったという場合も考えられる。その場合には見直し時期を決める必要はない。

このモジュールには、他のモジュールと同様に、実践ガイドがついており、「ガイド」ボタンをクリックすることによって閲覧することができる。

8) 28 条申立ナビモジュールについて

28 条申立とは、児童福祉法第 28 条の規定に基づいて、保護者の施設入所反対に対し、家庭裁判所の承認手続きを求めることである。この手続きは親権を部分的に制約する措置であり、親権のうち監護権や居所指定権を制約し、また承認審判に基づいて施設長は監護、教育権や懲戒権を行使できることになる。つまり、家庭裁判所の承認が得られれば、保護者の同意が得られなくとも、施設入所措置を行うことができることになる。

一時保護された後、ある程度長期間継続的に親子分離が必要と判断されることは少なくない。その場合子どもは、乳児院、児童養護施設や情緒障害児短期入所施設などの児童福祉施設に入所するケースがほとんどである。子どもの施設入所には保護者（多くは虐待者でもある）の同意が必要である。しかしながら、保護者が継続的親子分離に対して強く拒否を示し、施設入所を困難とすることが少なくない。その場合に必要となるのが 28 条申立である。

本モジュールは、こうした 28 条申立の必要性を判断し、実施するためのモジュールである。モジュールの手順は、資料 E-9 に示すとおりである。モジュールでは、まず、28 条申立の必要性を判断するために一連の質問に答える。その後、他のモジュールと同様に、ガイドの通り実行したかどうかを記録することになる。

実行しなかった場合には、その理由をメニューの中から選択する。オプションには「28 条申立をしなかった」も含まれるが、その場合は、見直しの時期を決定し、もう一度 28 条申立について検討することになる。場合によっては、保護者の同意を得られたので 28 条申立をする必要がなくなることも考えられる。その場合、見直しの時期を決める必要はない。

また 28 条申立を行った場合には家庭裁判所の承認を得られたかどうかを選択することとなっている。

このモジュールには、他のモジュールと同様に、実践ガイドがついており、「ガイド」ボタンをクリックすることで閲覧できる。

9) 強制引取ナビモジュールについて：強制引取とは、保護者が児童養護施設などの施設に入所している子どもを児童相談所の措置を無視して、強制的に引き取るうとする行為である。

子どもの施設入所について、当初同意していたものの、保護者の気が変わってしまった場合や、28 条申立によって入所した子どもの場合などでは、突然子どものいる施設や児童相談所に子どもを返すように要求し、保護者が来所することがある。特に保護者に精神的な問題、薬物・アルコール問題等があって不安定な場合、手元にいなくなった喪失感などから子どもに対しいろいろな思いが巡り、その結果「すぐに引取りたい」という短絡的な行動を引き起こすことがある。その行動は時には暴力的な手段であることもある。しかしながら、子どもを取り巻いている状況（虐待者の存在、家庭環境など）は変化していないことが少なくない。強制引取に応じ、安易に家庭に返してしまうことは、子どもの命を危険にさらすことともなり、慎重な対応が必要である。

本モジュールは、ここまで述べた強制引取に応じるか否かを判断し、実施するためのモジュールである。モジュールの手順は資料 E-10 に示す通りである。モジュールは、まず保護者の強制引取に応じるか否かを判断するために一連の質問に答えることになる。

その結果から、他のモジュールと同じ

ように、ガイドの通り実行したかどうかを記録することになる。

実行しなかった場合は、その理由をメニューから選択する。実際の行動で「引取」を認めた場合、子どもの虐待のリスクに注意を払うためリスクアセスメントナビモジュールへ移動することになっている。また、他のモジュールと異なり、「引取拒否」を実行した場合、見直しの時期を決定する必要はない。

このモジュールには他のモジュールと同様に、実践ガイドがついており、「ガイド」ボタンをクリックすることにより閲覧することができる。

10) 処遇ナビモジュールについて：処遇ナビモジュールの手順は、資料 E-11 に示す通りである。処遇は大きく分けて、在宅指導と親子分離に分けられる。ここでは、まず、処遇を決めるために必要な情報を集めるため、一連の質問に答えることになる。リスクアセスメントナビで得られた虐待のランク（A から D まで）は、この質問の回答のなかに反映されることになる。その結果、在宅指導か親子分離かを示唆する答えが導かれる。

在宅指導の場合、ワーカーがそのケースにおいて適切であると考えた対応のオプションを選択する。例えば、福祉事務所との連携や、保育所との連携などである。その後、ガイドやオプションの通りに実行したかどうか、実行しなかった場合は、その理由を選択し、実際にとった行動を選択し記録することになる。

親子分離の場合、親子分離に保護者が同意しているかを確認した後、ワーカーが親子分離に必要なだと判断するオプションを選択する。その後は、在宅指導の場合と同様に、ガイドやオプションの通りに実行したかどうか、実行しなかった場合は、その理

由を選択し、実際にとった行動を選択し記録することになる。

処遇モジュールは、処遇を決定する際、ワーカーがとるべき基本的な判断プロセスをガイドするものである。そのため、各児童相談所の特色を生かし、モジュールを使いやすいようにそれぞれに合わせて詠えることができる。

1 1) 家庭復帰ナビモジュールについて：子どもが施設入所した場合、家庭復帰に向けた援助が行われる。子ども、保護者に対する援助、家庭環境や地域関係機関との調整を行い、子どもの保護者との面会、外出、外泊を経て、最終的に行うのが家庭復帰の判断である。子どもの家庭復帰によって虐待が再発する可能性もあるため、児童相談所と施設の間で十分な協議をした上で家庭復帰の可否を決定しなければならない。

本モジュールは、このような家庭復帰の可否を判断する際に用いるモジュールである。モジュールの手順は、資料 E-12 に示している。まず、家庭復帰ができるかどうかを判断するために、一連の質問に答える。その後、ガイドの通りに実行したかどうかを記録し、結果的に家庭復帰しなかった場合には、見直しの時期を設定するようになっている。

1 2) 終結ナビモジュールについて：終結は、本来、処遇指針において明確にされた長期的な援助目標に照らして判断されるべきものである。処遇指針における長期的援助目標は、判定・処遇会議や、場合によっては審議会の意見を踏まえて、「子どもの最善の利益」を念頭に置きながら、最終的に子どもはこうあるべきであるという姿 (end products) についての児童相談所としての見解を示すものである。

しかし、児童相談所のケース援助では、

長期的援助目標が、個々のケースについて十分に吟味され、明確にされることは少なかつたようであるし、現在もそれほど多くないのが現状である。したがって、現時点でこうした新たなプログラムとしてのモバイル兼用型電子書式を導入する場合には、現場での受け入れを容易にするために、終結のためのナビモジュールを設定することが、果たして可能なのか、あるいは必要なのかということをもまず議論し、確認する必要がある。だが、本研究では、終結の判断を意思決定ナビモジュールの1つとして設置することが、援助のプロセスや援助の手続きを明確にするうえで是非とも必要であるということ現場において理解していただき、そして現場において実行していただきたいという思いで、あえてこのナビモジュールを設けよという結論に至ったのである。

資料 E-13 に示すように、他のナビモジュール同様、終結の必要性を判断するための質問に答え、終結するかどうかを決定する。終結という判断が提示された場合は、ナビの提示通りに終結したかどうかを記録する。ナビの通りでなければ、その理由を選択することになる。終結する、しないの判断にかかわらず、将来の見直しの時期を設定する。実践ガイドは、資料に示す通りである。

今後の課題：プロジェクト4では、一応の叩き台を完成させた。平成15年度の最終段階では、この叩き台を試行し、改良するという大きな課題を実行することになる。また、プロジェクト2の成果が、現時点では、十分に反映されているとは言い難いところがあり、まず、現場での試行・改良に先立って、プロジェクト2と4の精査に基づき、さらに改良を重ねる必要がある。ま

た、プロジェクト3の教材との整合性も課題となる。

D. まとめ

以上、平成14年度までの各プロジェクトについての進捗状況と今後の課題について報告してきた。本研究の最終年度である平成15年度は、M・D&Dの第3フェーズ、すなわち、プロジェクト3および4の試行・改良が中心となる。その成果を本研究全体のまとめとすることになる。本来開発的調査は、実際に開発された成果が、いかに実践において活用されるかということによって評価されなければならない。すなわち、現場（児童相談所）において採用されることにより、現場においてモバイル兼用型電子書式とマルチメディア型教育訓練教材が、エビデンス・ベースト実践（Evidence Based Practice: EBP）にとって有効であるかどうか、そして有能な人材の育成にとって有効であるかどうかを判断し、示す必要がある。M・D&Dの第4フェーズである「普及と誂え（dissemination & tailoring）」の課題を達成する必要があるが、本研究の中では、現場での採用と効果測定を十分に行うというところまではいかない。いくつかの児童相談所で、限定的に実施することになる。

しかし、幸いなことに、この電子書式および教材プログラムが、厚生労働省のモデル事業として実施される方向で準備が進みつつある。実現すれば、またとないM・D&Dの第4フェーズを実践する機会が与えられることになる。最終年は、このモデル事業との連携も視野に入れながら、開発的研究のまとめをすることになる。

E. 倫理面への配慮について

「研究方法」のところでは言及したが、本研究では、①開発の過程において、また、現場での活用において、児童相談所のサービスを利用する児童や家族の個人情報を守ることを、また、②モバイル兼用型電子書式やマルチメディア教育訓練教材を活用する児童福祉司の職場における生活の質（QWL）への影響、という2点について十分配慮することとした。また、後者については、児童福祉司のQWLへの影響を測定、評価を最終年度の研究課題として位置づけている。

F. 研究発表

1. 論文発表

本研究の研究意義および研究計画については、芝野松次郎（2002）『社会福祉実践モデル開発の理論と実際－プロセティック・アプローチに基づく実践モデルのデザイン・アンド・ディベロップメント』（有斐閣）の第6章「児童虐待対応ケース・マネジメント・マニュアル－児童虐待に関わる児童福祉専門職の問題解決能力向上のためのマルチメディア教育訓練プログラムの研究開発』（頁185・204）において触れた。また、これまでの研究成果は、平成15年度に学会誌や大学紀要への投稿を予定している。

2. 学会発表

平成13年度の成果と平成14年度成果の一部は、平成14年度JaSPCAN東京大会の学術集会において口頭発表した。発表演題は、①『子ども虐待対応の手引き』活

用実態調査、②子ども虐待対応のエキスパートに対する面接調査に基づく意思決定構造の分析である。また、今年度（平成 15 年度）開催される日本子ども家庭福祉学会、日本社会福祉学会、日本社会福祉実践理論学会、JaSPCAN などにおいて平成 14 年度の成果を発表する。

<執筆者分担>（五十音順）

板野美紀（プロジェクト 4：進捗状況）

小川智也（プロジェクト 2：研究結果）

尾崎京子（プロジェクト 1、プロジェクト 4：進捗状況）

小野摩耶（プロジェクト 4：進捗状況）

木村容子（プロジェクト 2：研究結果）

芝野松次郎（総括報告書：研究目的、研究方法、結果および進捗状況（プロジェクト 3、プロジェクト 4）、まとめ、倫理面への配慮について、研究発表）

中島尚美（プロジェクト 2：研究結果）

畠山由佳子（プロジェクト 2：研究結果）

原佳央理（プロジェクト 2：研究目的／文献研究／研究方法／研究結果、プロジェクト 3：進捗状況、プロジェクト 4：進捗状況）

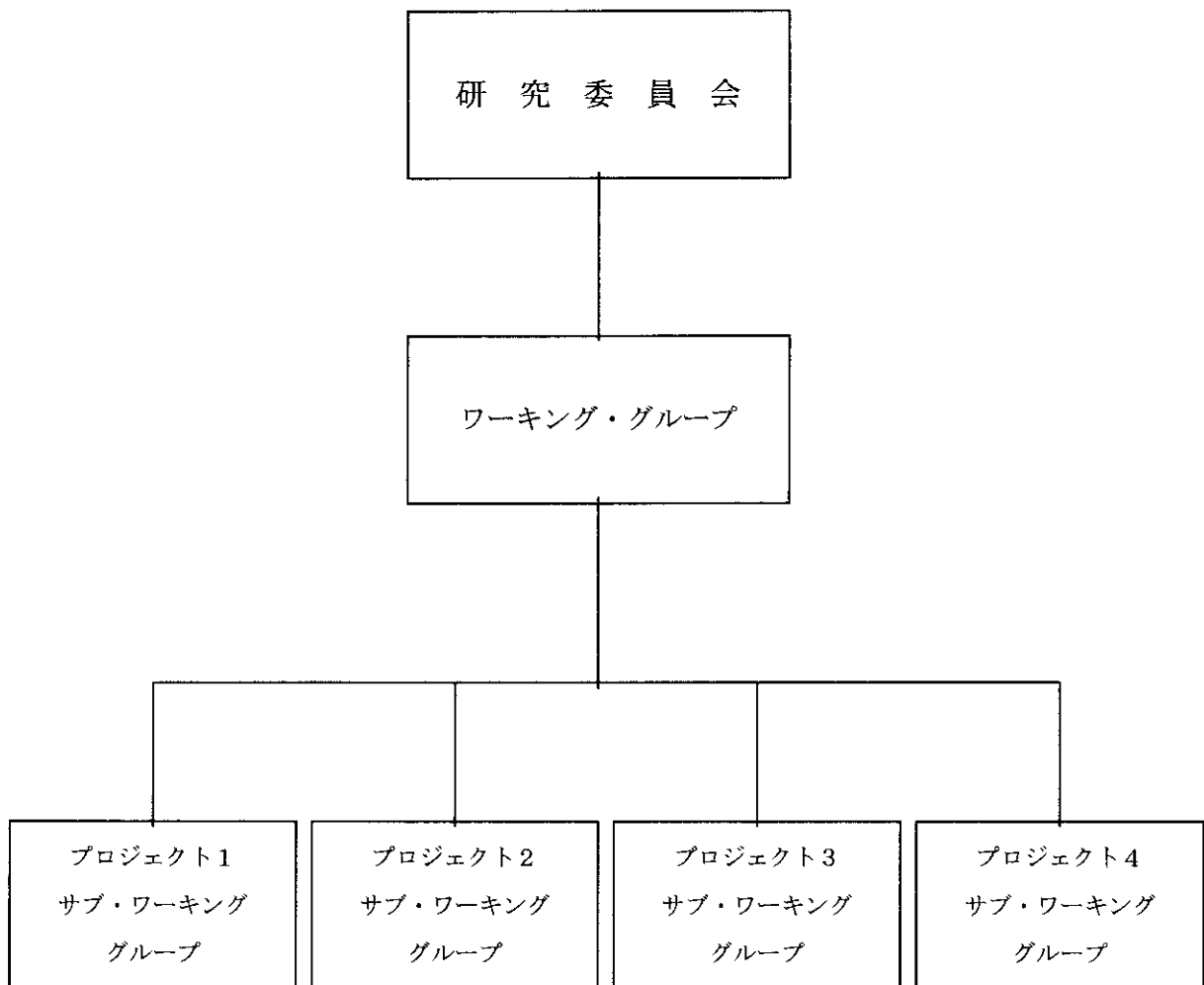
山野則子（プロジェクト 2：研究結果／まとめ）

資 料

資料A	研究組織図、研究協力者名簿、委員会・ワーキンググループ開催報告.....	403
資料B	プロジェクト1：手引き活用実態調査（二次分析）.....	406
資料C	プロジェクト2：エキスパート面接調査資料.....	413
資料D	プロジェクト3：マルチメディア教育訓練教材の研究開発.....	419
資料E	プロジェクト4：モバイル兼用型電子書式の研究開発.....	420

資料A-1

研究組織図



資料A-2

平成14年度 研究協力者名簿

研究委員会委員（五十音順）

赤井 兼 太（大阪府中央子ども家庭センター 所長）
井出 浩 （神戸市こども家庭センター 主管・医師）
植田 吉 則（兵庫県中央こども家庭センター 課長補佐）
柏女 靈 峰（淑徳大学 教授）
才村 純 （日本子ども家庭総合研究所 部長）
芝野 松次郎（関西学院大学 教授）
側垣 一 也（児童養護施設三光塾 施設長）
高田 哲 （神戸大学 教授）
高橋 重 宏（日本社会事業大学 教授）
田中 隆 志（兵庫県中央こども家庭センター 企画指導課課長補佐）
津崎 哲 郎（大阪府中央児童相談所 所長）
藤井 美 和（関西学院大学 専任講師）
前橋 信 和（大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室室長）
村上 勝 （神戸市こども家庭センター 所長）
山縣 文 治（大阪市立大学 教授）
渡部 律 子（関西学院大学 教授）

ワーキング・グループおよびサブ・ワーキング・グループ委員（五十音順）

板野 美 紀（関西学院大学 大学院）
大味 健一郎（㈱スクリプトアーツ 代表取締役）
小川 智 也（神戸学院大学 大学院）
尾崎 京 子（関西学院大学 大学院）
小野 摩 耶（関西学院大学 大学院）
勝部 晶 子（アルカネット 代表）
木村 容 子（大阪薫英女子短期大学 講師）
芝野 松次郎＊
中島 尚 美（神戸母子交流研究会）
畠山 由佳子（中筋児童館 館長）
原 佳央理（関西学院大学 大学院）
藤井 美 和＊
堀口 菜 実（㈱タンバリンプロデューサーズ 代表取締役）
前橋 信 和＊
山野 則 子（関西学院大学 大学院）

＊研究委員会委員兼任

資料A-3

平成14年度 委員会・ワーキンググループ開催報告

- A. 研究委員会（東京委員） 合計3回（10月27日、12月15日、2月15日）
- B. 研究委員会（大阪委員） 合計2回（11月6日、3月20日）
- C. ワーキンググループ 合計75回
- D. 厚生労働省児童相談所所長会において説明（6月20日）
- E. モデル事業（児童虐待対応業務のIT化の促進（仮称））の説明（3月18日）

資料B-1

『子ども虐待対応の手引き』活用実態調査（二次分析）資料
因子分析結果

1) 項目別評価質問（主因子法・バリマックス回転）

質問項目(文頭の番号は質問表の問番号)	因子負荷量			共通性
	因子 1	因子 2	因子 3	
㉔措置解除後の指導	.756	.265	.364	.775
㉔措置解除適否判断、子ども・保護者への指導	.752	.288	.338	.762
⑲在宅での家族支援	.733	.348	.175	.689
⑳家庭環境の調整や保護者への援助方法	.699	.364	.246	.681
⑱在宅指導上の留意事項	.696	.363	.251	.680
㉔施設入所ケースで児相が取るべき対応	.659	.361	.248	.626
⑭処遇指針作成	.494	.476	.305	.563
⑬各種診断を元にしたの判定	.449	.444	.326	.506
⑯法的分離	.288	.610	.196	.493
㉔警察との連携	.303	.589	.248	.500
㉔特別な視点が必要な事例	.345	.584	.290	.545
⑦立入調査	.282	.575	.304	.503
㉔関係機関との連携	.278	.539	.405	.532
⑧子どもからの事実確認(面接・観察)	.369	.534	.393	.576
㉔不服申立てへの対応	.268	.528	.116	.364
㉔虐待致死事例の検討	.363	.523	.208	.449
㉔事例検討会	.243	.513	.395	.479
⑰児童福祉審議会の意見聴取	.404	.497	.292	.495
⑨保護者に虐待の認識を持たせる	.434	.471	.400	.570
⑮親子分離の要否評価チェックリスト	.425	.431	.380	.511
③守秘義務遵守と葛藤軽減	.235	.417	.398	.387
⑪一時保護決定に向けてのアセスメントシート	.346	.158	.831	.834
⑩子ども虐待対応・アセスメントフローチャート	.254	.203	.809	.761
⑤情報収集の際に留意する事項	.213	.420	.558	.534
⑫一時保護	.413	.420	.506	.604
⑥子ども虐待評価チェックリスト	.203	.391	.471	.416
④虐待通告受付表	.117	.199	.358	.181
固有率	5.42	5.32	4.28	
寄与率(%)	20.07	19.68	15.85	
累積寄与率(%)	20.07	39.76	55.61	

2) 問2 全体評価 (主因子法・バリマックス回転)

共通性

	初期	因子抽出後
内容が充実している	.418	.452
とるべき行動が具体的にわかる	.548	.575
全体のページ数は多い	.141	.442
実践に役立つ	.568	.606
援助プロセスがよくわかる	.503	.535
知りたいことがすぐに調べられる	.414	.442
問題解決に役立っている	.527	.556
自己学習できる	.348	.347
意思決定をするのに役立つ	.417	.424
新人研修に役立つ	.183	.163
経験者が使用するのに役立つ	.479	.531
援助の指針として『手引き』は重要である	.293	.298
『手引き』の内容は既に知っているので参考にならない	.147	.122
内容が難しい	8.892E-02	.132

因子抽出法: 主因子法

説明された分散の合計

因子	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の%	累積%	合計	分散の%	累積%	合計	分散の%	累積%
1	5.428	38.769	38.769	4.904	35.027	35.027	4.903	35.019	35.019
2	1.382	9.869	48.639	.722	5.155	40.182	.723	5.164	40.182
3	.972	6.944	55.583						
4	.920	6.570	62.153						
5	.850	6.072	68.225						
6	.682	4.870	73.095						
7	.628	4.486	77.581						
8	.566	4.043	81.624						
9	.531	3.796	85.420						
10	.472	3.368	88.789						
11	.441	3.150	91.939						
12	.400	2.860	94.799						
13	.395	2.819	97.618						
14	.333	2.382	100.000						

因子抽出法: 主因子法

因子行列^a

	因子	
	1	2
実践に役立つ	.778	1.392E-02
とるべき行動が具体的にわかる	.749	.116
問題解決に役立っている	.743	-5.789E-02
援助プロセスがよくわかる	.731	-3.484E-02
経験者が使用するのに役立つ	.716	.138
知りたいことがすぐに調べられる	.655	-.113
意思決定をするのに役立つ	.650	-4.061E-02
内容が充実している	.641	.204
自己学習できる	.589	-8.126E-03
援助の指針として『手引き』は重要である	.534	-.115
新人研修に役立つ	.352	-.198
『手引き』の内容は既に知っているので参考にならない	.346	-4.582E-02
全体のページ数は多い	1.933E-03	.665
内容が難しい	2.144E-02	-.363

因子抽出法: 主因子法

a. 2 個の因子が抽出されました。25 回の反復が必要です。

回転後の因子行列^a

	因子	
	1	2
実践に役立つ	.779	5.252E-04
とるべき行動が具体的にわかる	.751	.103
問題解決に役立っている	.742	-7.067E-02
援助プロセスがよくわかる	.730	-4.740E-02
経験者が使用するのに役立つ	.718	.126
知りたいことがすぐに調べられる	.653	-.124
意思決定をするのに役立つ	.649	-5.178E-02
内容が充実している	.644	.193
自己学習できる	.589	-1.826E-02
援助の指針として『手引き』は重要である	.532	-.124
新人研修に役立つ	.348	-.204
『手引き』の内容は既知っているの参考にならない	.346	-5.177E-02
全体のページ数は多い	1.337E-02	.665
内容が難しい	1.519E-02	-.364

因子抽出法: 主因子法

回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

a. 3 回の反復で回転が収束しました。

因子変換行列

因子	1	2
1	1.000	-.017
2	.017	1.000

因子抽出法: 主因子法

回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

資料B-2

重回帰分析結果

1) 使用頻度

投入済み変数または除去された変数^a

モデル	投入済み変数	除去された変数	方法
1	アドボカシー		ステップワイス法(基準: 投入する F の確率 $\leq .050$ 、除去する F の確率 $\geq .100$)。
2	スーパーバイズ担当有無		ステップワイス法(基準: 投入する F の確率 $\leq .050$ 、除去する F の確率 $\geq .100$)。
3	アセスメント		ステップワイス法(基準: 投入する F の確率 $\leq .050$ 、除去する F の確率 $\geq .100$)。

a. 従属変数: 手引き使用頻度

モデル集計

モデル	R	R2 乗	調整済み R2 乗	推定値の標準誤差
1	.148 ^a	.022	.018	.57
2	.211 ^b	.044	.038	.56
3	.241 ^c	.058	.048	.56

- a. 予測値: (定数)、アドボカシー。
- b. 予測値: (定数)、アドボカシー、スーパーバイズ担当有無。
- c. 予測値: (定数)、アドボカシー、スーパーバイズ担当有無、アセスメント。

分散分析^d

モデル		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
1	回帰	2.054	1	2.054	6.312	.013 ^a
	残差	91.787	282	.325		
	全体	93.842	283			
2	回帰	4.173	2	2.087	6.539	.002 ^b
	残差	89.668	281	.319		
	全体	93.842	283			
3	回帰	5.440	3	1.813	5.743	.001 ^c
	残差	88.402	280	.316		
	全体	93.842	283			

- a. 予測値: (定数)、アドボカシー。
- b. 予測値: (定数)、アドボカシー、スーパーバイズ担当有無。
- c. 予測値: (定数)、アドボカシー、スーパーバイズ担当有無、アセスメント。
- d. 従属変数: 手引き使用頻度

係数^a

モデル		非標準化係数		標準化係数	t	有意確率
		B	標準誤差	ベータ		
1	(定数)	2.822	.034		83.345	.000
	アドボカシー	9.492E-02	.038	.148	2.512	.013
2	(定数)	3.245	.168		19.372	.000
	アドボカシー	.101	.037	.157	2.691	.008
	スーパーバイズ担当有無	-.231	.090	-.151	-2.577	.010
3	(定数)	3.230	.167		19.367	.000
	アドボカシー	9.560E-02	.037	.149	2.558	.011
	スーパーバイズ担当有無	-.222	.089	-.145	-2.485	.014
	アセスメント	7.236E-02	.036	.117	2.003	.046

a. 従属変数: 手引き使用頻度

除外された変数^d

モデル		投入されたときの標準 回帰係数	t	有意確率	偏相関	共線性の 統計量
						許容度
1	就職以来の児童虐待ケース 担当件数	.079 ^a	1.339	.182	.080	.995
	スーパーバイズ担当有無	-.151 ^a	-2.577	.010	-.152	.996
	社会福祉専門職として採用	-.029 ^a	-.492	.623	-.029	.995
	大学での専攻	.004 ^a	.074	.941	.004	1.000
	プランニング	.061 ^a	1.035	.301	.062	.984
	アセスメント	.124 ^a	2.113	.035	.125	.995
2	就職以来の児童虐待ケース 担当件数	.055 ^b	.929	.354	.055	.967
	社会福祉専門職として採用	-.002 ^b	-.033	.974	-.002	.963
	大学での専攻	.005 ^b	.091	.928	.005	1.000
	プランニング	.051 ^b	.873	.383	.052	.980
	アセスメント	.117 ^b	2.003	.046	.119	.993
3	就職以来の児童虐待ケース 担当件数	.080 ^c	1.340	.181	.080	.932
	社会福祉専門職として採用	.005 ^c	.093	.926	.006	.959
	大学での専攻	.024 ^c	.402	.688	.024	.977
	プランニング	.046 ^c	.791	.430	.047	.978

a. モデルの予測値: (定数)、アドボカシー。

b. モデルの予測値: (定数)、アドボカシー、スーパーバイズ担当有無。

c. モデルの予測値: (定数)、アドボカシー、スーパーバイズ担当有無、アセスメント。

d. 従属変数: 手引き使用頻度